

★建廃協の取組の近況報告★

コロナ禍での今年度の組合の行事は中止となり、委員会開催もままならない状況ですが、10月より徐々に委員会も開催され、組合内での勉強会等も行われるようになってまいりました。まだまだ油断はできませんが、出来ることから始めていきます。

【GTLの導入】

組合ではヒラオカ石油、平野石油を賛助会員に迎え、現在GTLを紹介しています。オフロード専用で環境負荷の少ないクリーンな軽油代替燃料です。組合員では(株)エコワスプラント・(株)大空リサイクルセンターが施設すべての重機で、(株)光洲産業・(株)川上商店が、GTL燃料に切り替えました。

工場の重機燃料を軽油からGTLに変更しました。GTL燃料はCO₂排出量8.5%削減が見込め、無臭で煤(すす)が出にくいいため、作業環境が良くなり作業員に大変好評です。当社では7月からGTL燃料に変更し約4か月経ちましたが、今のところ燃料系のトラブルはありません。まだ使用期間が短いので、今後も性能や状態の変化については、定期的に確認していきたいと思います。(エコワスプラント社員談)



給油の様子

【廃乾電池の回収システム】

組合では、(株)エスアールと共に、廃電池の回収システムの構築を検討しています。専用容器を使い、組合員の積替保管経由でエスアール社に搬入し、現場から出る廃電池を適正に処理します。

【業務用エアコン・冷凍冷蔵機器等の回収について】

フロン排出抑制法により対象機器は引取証明書(E票)の写しがないと引き取りができません。フロン回収済ステッカーが添付されていることを組合では推奨していきます。

【青年部勉強会】

青年部では、LINEやZOOMを使い部会はしてはしておりましたが、具体的活動が難しいため、定期的に顧問の島田氏を講師として、目で見える廃棄物や、10月改正法案について等の勉強会を開いています。

★株式会社レックス 長泉工場視察★

共同購買二次処理先の(株)レックスでは、これまで島田工場と金谷工場の2か所で受け入れを行っていましたが、この度沼津工場より移転した長泉工場が本格稼働を行うにあたり、処理システム委員会委員長と事務局で視察してきました。

静岡県の三島にほど近い長泉工場は、島田工場に比べ東京に近いことから、組合員自社での運搬を中心に受け入れていく予定です。例年組合では合同視察会という形をとってきましたが、今回はコロナ禍での視察だったので個別での対応となりましたが、二次処理先の施設確認についてはこれからも適切に対応してまいりますので、組合の共同購買事業を安心してご利用ください。



★お知らせ★

6月30日に道路交通法が改正されました。あおり運転とみなされた場合の罰則について添付を参照ください。

コロナ第3波がきている模様です。改めて出来る対策はとっていきましょう。建廃協NEWS81号も、併せてご覧ください。

あおり運転

は

道路交通法改正で、妨害運転罪が創設されました！

犯罪!! 免許取消!!



車間距離不保持、急ブレーキ、割込み等
絶対にダメ!!

3~5年以下の懲役又は
50~100万円以下の罰金!
更に免許取消し!

警察庁・都道府県警察



STOP! あおり運転!!

あおり運転に対する罰則の創設と行政処分の整備

あおり運転
をした場合



1 妨害運転(交通の危険のおそれ)

他の車両等の通行を妨害する目的で、**一定の違反** (※10種類の違反。下図参照) 行為であって、当該他の車両等に道路における交通の危険を生じさせるおそれのある方法によるものをした場合。

3年以下の懲役又は**50万円以下の罰金**

違反点数 25点 **免許取消し**(欠格期間 2年)

※前歴や累積点数がある場合には最大5年

あおり運転
のせいで **危険が
生じた場合**



2 妨害運転(著しい交通の危険)

①の罪を犯し、よって高速自動車国道等において他の自動車を停止させ、その他道路における著しい交通の危険を生じさせた場合。

5年以下の懲役又は**100万円以下の罰金**

違反点数 35点 **免許取消し**(欠格期間 3年)

※前歴や累積点数がある場合には最大10年

一定の違反 妨害(あおり)運転の対象となる10種類の違反



●「思いやり・ゆずり合い」の運転を！ ●ドライブレコーダーをつけましょう！

●あおり運転を受けたときは、車外に出ることなく110番を！